

第4回中小企業・小規模事業者の 最低賃金引上げパワーキンググループ 厚生労働省提出資料



平成30年11月13日(火)

厚生労働省

平成30年度の最低賃金引上げ状況

○ 本年10月1日から、新たな地域別最低賃金が順次発効。本年度の最低賃金は全国加重平均で874円となり、昨年度から26円(3.1%に相当)引き上げた。

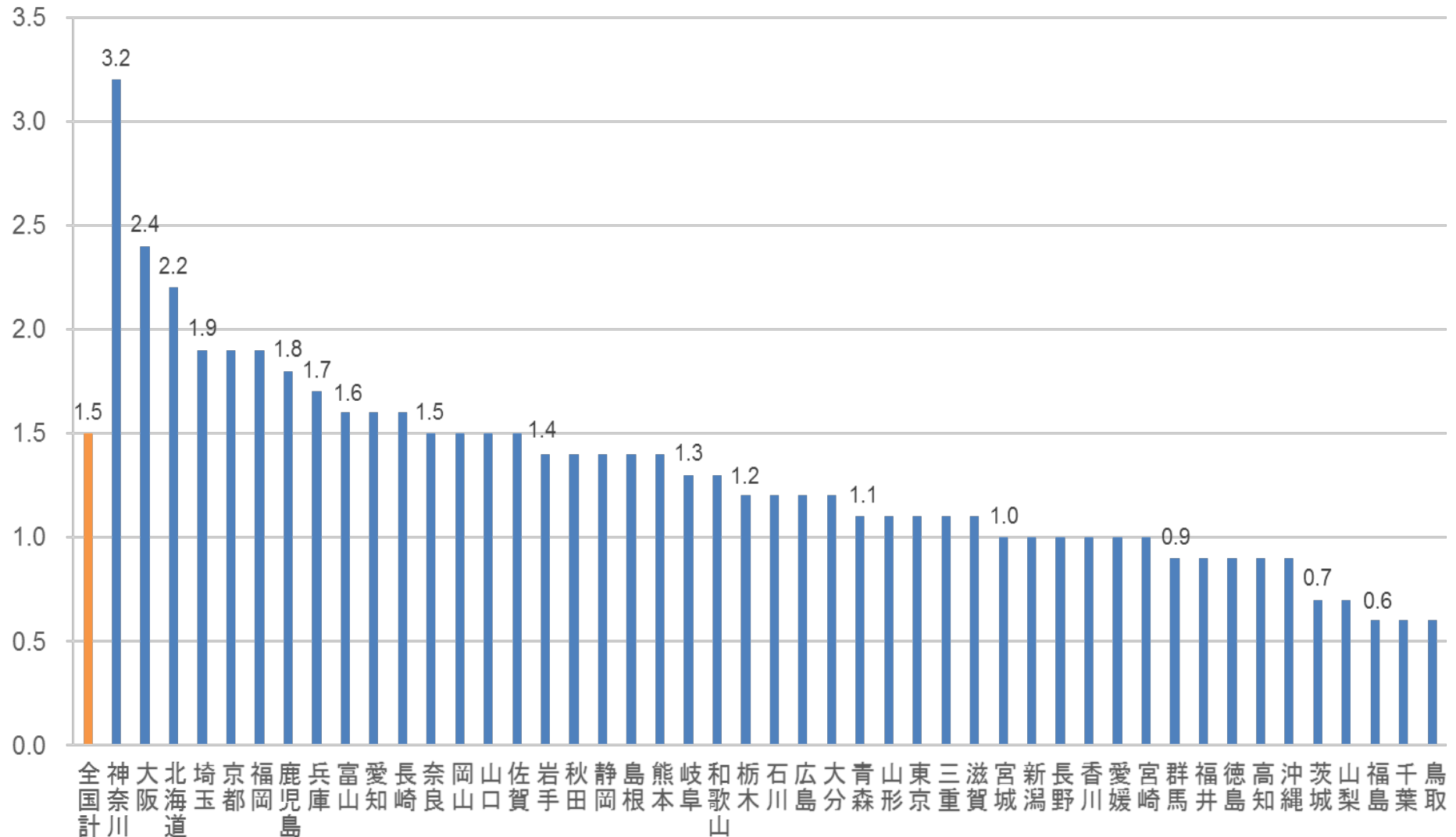
都道府県名	最低賃金時間額 【円】(※)	引上げ額 【円】	発効年月日
北海道	835 (810)	25	平成30年10月1日
青森	762 (738)	24	平成30年10月4日
岩手	762 (738)	24	平成30年10月1日
宮城	798 (772)	26	平成30年10月1日
秋田	762 (738)	24	平成30年10月1日
山形	763 (739)	24	平成30年10月1日
福島	772 (748)	24	平成30年10月1日
茨城	822 (796)	26	平成30年10月1日
栃木	826 (800)	26	平成30年10月1日
群馬	809 (783)	26	平成30年10月6日
埼玉	898 (871)	27	平成30年10月1日
千葉	895 (868)	27	平成30年10月1日
東京	985 (958)	27	平成30年10月1日
神奈川	983 (956)	27	平成30年10月1日
新潟	803 (778)	25	平成30年10月1日
富山	821 (795)	26	平成30年10月1日
石川	806 (781)	25	平成30年10月1日
福井	803 (778)	25	平成30年10月1日
山梨	810 (784)	26	平成30年10月3日
長野	821 (795)	26	平成30年10月1日
岐阜	825 (800)	25	平成30年10月1日
静岡	858 (832)	26	平成30年10月3日
愛知	898 (871)	27	平成30年10月1日
三重	846 (820)	26	平成30年10月1日
滋賀	839 (813)	26	平成30年10月1日

都道府県名	最低賃金時間額 【円】(※)	引上げ額 【円】	発効年月日
京都	882 (856)	26	平成30年10月1日
大阪	936 (909)	27	平成30年10月1日
兵庫	871 (844)	27	平成30年10月1日
奈良	811 (786)	25	平成30年10月4日
和歌山	803 (777)	26	平成30年10月1日
鳥取	762 (738)	24	平成30年10月5日
島根	764 (740)	24	平成30年10月1日
岡山	807 (781)	26	平成30年10月3日
広島	844 (818)	26	平成30年10月1日
山口	802 (777)	25	平成30年10月1日
徳島	766 (740)	26	平成30年10月1日
香川	792 (766)	26	平成30年10月1日
愛媛	764 (739)	25	平成30年10月1日
高知	762 (737)	25	平成30年10月5日
福岡	814 (789)	25	平成30年10月1日
佐賀	762 (737)	25	平成30年10月4日
長崎	762 (737)	25	平成30年10月6日
熊本	762 (737)	25	平成30年10月1日
大分	762 (737)	25	平成30年10月1日
宮崎	762 (737)	25	平成30年10月5日
鹿児島	761 (737)	24	平成30年10月1日
沖縄	762 (737)	25	平成30年10月3日
全国加重平均額	874 (848)	26	

※ 括弧書きは、平成29年度地域別最低賃金額

賃金構造基本統計調査(平成29年)による都道府県別の未満率

- 神奈川が突出して高く、大阪、北海道も2%を超えている。
- なお、神奈川、大阪、北海道は平成27、28年の調査でも未満率が全国上位。



※1 賃金構造基本統計調査は、事業所規模5人以上の民営事業所(5~9人の事業所については企業規模5~9人に限る)を調査対象としている。

※2 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者の割合。

未満率上位10地域の最低賃金の状況

神奈川県

- 産業別にみると、①宿泊業、飲食サービス業、②卸売業、小売業、③製造業の未満率が高い。
- 違反理由としては、「最賃額の不知」のほか、「売上減・コスト増による不払い」が、比較的多い。

大阪府

- 産業別にみると、①卸売業、小売業、②宿泊業、飲食サービス業、③医療、福祉の未満率が高い。
- 違反理由としては、「最賃額の不知」のほか、「売上減・コスト増による不払い」が、比較的多い。

北海道

- 産業別にみると、①卸売業、小売業、②宿泊業、飲食サービス業、③製造業の未満率が高い。
- 違反理由としては、「賃金を時間額に換算していない」、「最賃額改定を知っていたが賃金改定していない」が多い。

埼玉県

- 産業別にみると、①卸売業、小売業、②製造業、③宿泊業、飲食サービス業の未満率が高い。
- 違反理由としては、「最賃額の不知」のほか、「労働者から最賃未満での申出があった」が、比較的多い。

京都府

- 産業別にみると、①卸売業、小売業、②宿泊業、飲食サービス業の未満率が高い。
- 違反理由としては、「最賃額の不知」のほか、「最賃額改定を知っていたが賃金改定していない」が多い。

(出所)「平成29年賃金構造基本統計調査」(1つめの○)、「平成30年最低賃金の履行確保に係る重点監督」(2つめの○)

福岡県

- 産業別にみると、①宿泊業、飲食サービス業、②卸売業、小売業、③製造業の未満率が高い。
- 違反理由としては、「最賃額の不知」のほか、「売上減・コスト増による不払い」が、比較的多い。

鹿児島県

- 産業別にみると、①卸売業、小売業、②宿泊業、飲食サービス業、③製造業の未満率が高い。
- 違反理由としては、「最賃額の不知」、「最賃額改定を知っていたが賃金改定していない」が、比較的多い。

兵庫県

- 産業別にみると、①卸売業、小売業、②宿泊業、飲食サービス業の未満率が高い。
- 違反理由としては、「最賃額の不知」のほか、「売上減・コスト増による不払い」が、比較的多い。

富山県

- 産業別にみると、①卸売業、小売業、②製造業の未満率が高い。
- 違反理由としては、「最賃額の不知」のほか、「売上減・コスト増による不払い」が、比較的多い。

愛知県

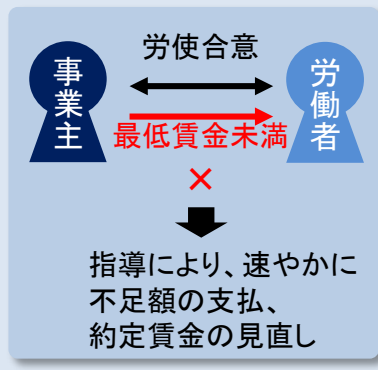
- 産業別にみると、①卸売業、小売業、②宿泊業、飲食サービス業、③製造業の未満率が高い。
- 違反理由としては、「最賃額の不知」のほか、「売上減・コスト増による不払い」が、比較的多い。

(参考)最低賃金法第4条違反の具体事例

1. 行政指導により速やかに法違反が是正される事例

＜事業場＞
飲食業（個人経営）

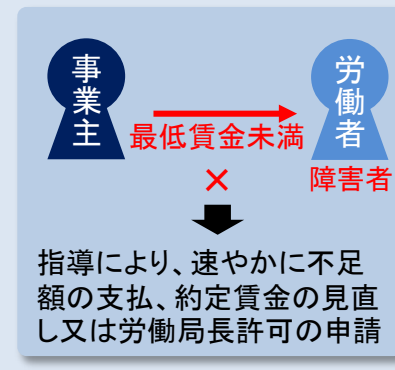
＜違反理由＞
労使間で合意があれば約定賃金を最賃未満としてもよいと誤認



【対策】
労使合意があっても、最賃未満の就労は違法であることを教示

＜事業場＞
製造業

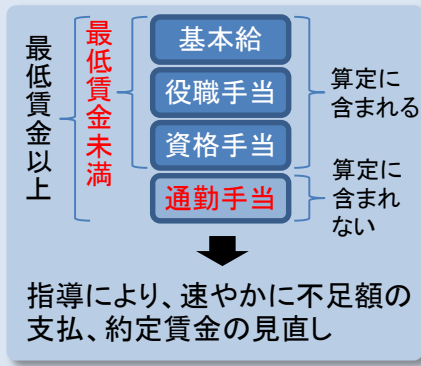
＜違反理由＞
障害者には最低賃金の適用がないと誤認



【対策】
障害者でも都道府県労働局長の許可(※)がなければ、最賃未満の就労は違法であることを教示
※障害により労働能力が著しく低い場合は、都道府県労働局長の許可により、最低賃金を減額して適用できる

＜事業場＞
卸売業・小売業

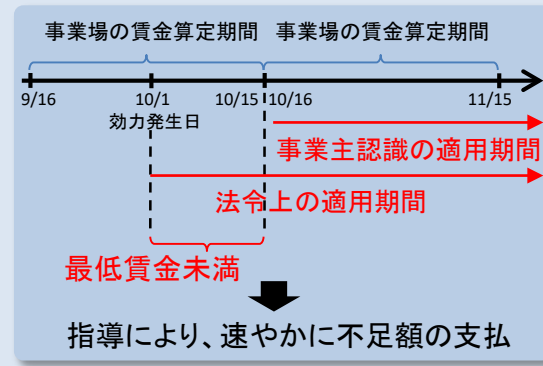
＜違反理由＞
通勤手当(※)を含めて計算した結果、最低賃金以上の支払をしていると誤認
※通勤手当は最低賃金の算定に含まれない



【対策】
最低賃金の算定基礎に含める手当や、計算方法を教示

＜事業場＞
製造業・卸売業・小売業

＜違反理由＞
事業主が最低賃金は効力発生日の直後の賃金支払い期間から適用になると誤認

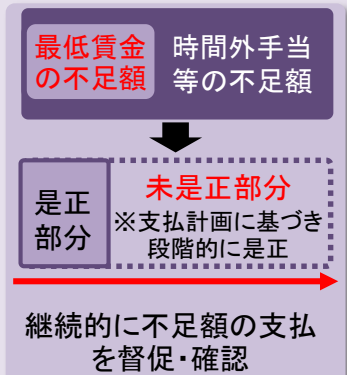


【対策】
最低賃金は効力発生日から適用になる旨を教示

2. 行政指導による速やかな法違反の是正が困難な事例

＜事業場＞
クリーニング業（個人経営）

＜是正が困難な理由＞
経営難を理由に約定賃金を最低賃金額未満としており、時間外・休日労働の手当など不払いとなっており、多額の不足額の支払に時間を要する



【対策】
不足額の支払に時間を要するため、支払計画を作成させるなどして、継続的に是正を求める

＜事業場＞
製造業

＜是正が困難な理由＞
最低賃金法違反を指導後、事業主が行方不明となっている（連絡が取れない）



【対策】
事業主の所在が明らかになった場合、司法処分を含めた対応を検討

「稼ぐ力」応援チームセミナーの実施状況

平成30年度実施状況・予定

○生活衛生業や小売業を中心に平成30年度は10月末現在、約120回開催。

平成30年度で約180回開催予定。

○団体等に所属していない小規模事業者等に対しても働き方改革推進支援センター主催によるセミナーにおいても「稼ぐ力」応援チームセミナーを全国で実施予定。

参加者の声・今後の課題

○最低賃金制度、最低賃金の算出方法の確認ができた。実際の支払給与が適正か確認したい。

○業務改善助成金受給手続きを実施したい。

○中小企業・小規模事業者への支援施策について各種施策の概要が分かった。

→依然として最賃制度や助成制度を知らない企業があるため、引き続き周知が必要。

○最低賃金以上を支払うためにも、販売力を確保・向上しなければならない。

○助成制度をどのように活用するのかわかりにくかった。申請書がうまく書けない。

→各種助成制度の申請方法や具体的な事例の紹介の充実が必要。

○受講者にセミナーの意図が伝わってなかった。

○賃金の計算方法を初めて聞き短時間での理解が難しかった。

→事前の開催案内の工夫や参加者層に合わせたセミナー内容のアレンジが必要。

○毎年、最低賃金が上昇しており、大企業は対応できるかもしれないが、中小零細企業は収益が上がらない状況の中、対応に苦慮している。

○制度は理解しているが、求人募集をしても応募者がいない為、最賃よりも高くなっている。

今後の取組について

①「稼ぐ力」応援チームセミナーの周知

○ 業界団体へ加入しておらず、セミナーや個別相談会への参加勧奨が難しい個人事業主等の参加を促すため、税や労働保険の手続きや融資相談のときに、事業者とコンタクトをとる機会の多い、自治体や税務署、税理士会、社会保険労務士会、金融機関を通じた周知にご協力いただきたい。

【総務省、国税庁、金融庁、財務省、中小企業庁、厚生労働省】

関係省庁	周知方法	関係機関
総務省	・確定申告や住民税、個人事業税の納付時期に、都道府県や市町村へ手続きに来る事業者に対し、セミナー・個別相談会の開催案内のチラシを配布	都道府県・自治体
国税庁	・確定申告等の時期に、事業者が税務署に手続きに来る際や、税理士が顧客事業者を訪問する際に、セミナー等の開催案内のチラシを配布	税務署・税理士会
金融庁 財務省 中小企業庁	・年末資金の融資相談等の時期に、金融機関に相談に来る事業者に対し、セミナー等の開催案内のチラシを配布	金融機関(信用金庫、信用組合、公庫、保証協会)
厚生労働省	・労働保険の年度更新等の時期に、事業者が手続きにくる際や、社会保険労務士が顧客事業者を訪問する際に、セミナー等の開催案内のチラシを配布	労働局、 社会保険労務士会

